

特別調整交付金（結核・精神）申請事務支援業務委託仕様書

1 業務の目的

国民健康保険特別調整交付金（結核・精神分）（以下「交付金」という。）は、結核性疾病及び精神病の疾病に係る医療費の割合が高い市町村に対し一定割合の金額が交付される国の制度であり、当該交付金の交付が見込まれる市町村は、各被保険者の全レセプトについて、国の基準に基づき交付申請額を算定の上、申請している。

このため、市町村の正確な交付金算定を支援するとともに、事務負担の軽減を図るため、本会が一括して希望する市町村（以下、「市町村」という。）を対象としたデータ処理を専門業者に委託する。

2 業務の名称

特別調整交付金（結核・精神）申請事務支援業務

3 委託期間

契約締結の日から令和 10 年 3 月 31 日まで

4 業務委託の内容

(1) 本業務に必要な情報の抽出、分類及び集計

① 国の抽出条件に基づき、レセプトデータから結核・精神疾患に係る額の抽出・点検等を実施する。なお、結核・精神疾患に係る額の抽出・点検とは、レセプトの内容から抽出・点検し、点数及び金額の計算及び抽出データの作成を行うこととする。

② 受託者は、本業務において、仮算定業務（概算額の確認）と本算定（本申請に向けた業務）の 2 段階に分けた作業を次のとおり行うこととする。

- ・仮算定業務は令和 8 年 12 月から令和 9 年 6 月審査分までのデータを用いて実施する。

※ 希望する市町村のみとする。

- ・本算定業務は令和 8 年 12 月から令和 9 年 12 月審査分までのデータを用いて実施する。

③ 高額療養費は、確定情報を用いて求める。

※ 確定情報に存在しないレセプトは、申請対象外とする。

※ 確定情報を用いた処理の際、過誤等が生じている場合は必ず確定情報を更新すること。

④ 本会への本算定業務に係る納品物は、令和 10 年 1 月中旬とする。

- ⑤ 関連業務として次の支援を行うものとする。
- ・ヒアリング等に必要な資料作成の補助作業
 - ・徳島県及び会計検査時に指示が想定される申請レセプト明細。なお、本明細を集計することにより、様式第 24 の根拠を示す内容とする。
 - ・その他、本業務を履行する上で必要となるツール等の提供
 - ・契約期間終了後（最大 5 年間）において会計検査が行われる場合の支援

5 委託料

委託料の内訳には、以下の項目を記載すること。

- (1) 仮算定業務
- (2) 本算定業務
 - ① データ分析（本算定）
 - ② 成果物
 - ③ 問い合わせ対応
 - ④ その他経費

6 業務スケジュール

業務スケジュール（予定）は下表のとおり。受託者は、下表を参考に、詳細な業務スケジュールを作成すること。なお、下表の事前申請に係る業務（作業項目 5～7）は、厚生労働省からの指示がなく、申請が不要である場合は省略する。

作業項目	担当	令和 9 年							令和 10 年		
		6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
1 契約	国保連	←→									
2 仮算定データ準備	国保連		←→								
3 仮算定対応（→国保連）	受託者			←→							
4 仮算定対応（→市町村）	国保連				←→						
5 事前申請データ準備	国保連				←→						
6 事前申請レセプト分析	受託者					←→					
7 事前申請報告業務	市町村						←→				
8 市町村把握データの整理	市町村							←→			
9 本算定データ準備	国保連							←→			
10 本算定レセプト分析	受託者								←→		
11 市町村把握データの反映	受託者								←→		
12 本算定対応（→市町村）	国保連								←→		
13 本申請報告業務	市町村									←→	
14 問合せ対応	受託者										→

7 提供レセプトデータ

本業務にあたり、本会が受託者に提供するレセプトデータは次のとおり。

(1) レセプトデータの種類

- ① コード情報ファイル 医 科：21_RECODEINFO_MED.CSV
 - ② コード情報ファイル D P C：22_RECODEINFO_DPC.CSV
 - ③ コード情報ファイル 調 剤：24_RECODEINFO_PHA.CSV
 - ④ コード情報ファイル 訪問看護：26_RECODEINFO_NUR.CSV
- ※ それぞれ、県外保険医療機関受診分のレセプトも含む。

(2) 対象疾病

社会保険表章用 119 項目疾病分類表より

- ① 大分類 I 感染症及び寄生虫症 中分類 0102（結核）
- ② 大分類 V 精神及び行動の障害 中分類 0501～0507

(3) 対象年月

令和 8 年 12 月審査分から令和 9 年 12 月審査分

(4) 提供レセプトデータ件数

約 2,030,000 件

※ レセプトデータ件数は、県内全市町村の令和 7 年 12 月審査分～令和 8 年 6 月審査分のレセプト数（医科・DPC・調剤・訪問看護）を参考に算出した見込みの件数。

8 受託者に提供するその他のデータ

- (1) 確定情報：KD_IF317.CSV
- (2) 令和 8 年度基礎表 X（その 1、その 2）、令和 8 年度基礎表 Y（その 3）

9 成果物の納品

成果物は以下のとおりとする。

(1) 仮算定業務に係る納品物

- ① 特別調整交付金算出基礎表（様式第 24）
- ② 処理結果一覧表（概算申請額）

※ 希望する市町村のみ

(2) 本算定業務に係る納品物

- ① 特別調整交付金（結核・精神）申請対象該当レセプトデータ
- ② 様式第 24 補助表（様式第 24 作成のための補助資料）作成に必要な数値データ

10 セキュリティ

本業務に使用するレセプトデータは重要な個人情報であるため、その取扱いには万全なセキュリティ対策を講じること。特に、次の事項に留意すること。

(1) レセプトデータの取扱い

- ① レセプトデータを本会から受託者へ提供する際に使用する、データの暗号化・匿名化に係るツールの提供について検討すること。
- ② レセプトデータは慎重に取り扱い、本会の要請によらない持ち出し等は禁止する。
- ③ 委託契約終了後のレセプトデータは、受託者の責任において、適切かつ完全に消去すること。

(2) 機密保持

受託者は、本業務において知り得た機密性の高い情報を、本業務の目的以外に使用又は第三者へ開示若しくは漏洩してはならない。万一、漏洩、盗用等セキュリティに関する事件・事故が発生した場合は、速やかに本会に報告し、双方で対応策を協議の上、対応すること。

(3) データの授受

受託者は、本会から受託者へのレセプトデータ等の提供に際し、セキュリティを考慮した方法（ネットワーク回線を用いた方法を除く）を提案する。

データの授受は、本会にて手渡し、もしくはその他信書便等、本会及び受託者の協議のもと決定した方法で行い、授受後の作業場所までの運搬に際しても、セキュリティを考慮した上で行うこと。

11 個人情報保護

本業務委託に係る個人情報等の取扱いについては、契約締結時に取り交わす「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

12 留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、本会及び市町村と十分な連携を図ること。
- (2) 本業務終了の日の翌日から 5 年間は、本会及び市町村から受託者に照会を行った場合、無償で対応すること。
- (3) その他、当該交付金算定に係る市町村の業務効率化に寄与する機能等があれば、委託料上限の範囲で積極的に追加提案すること。
- (4) 本業務は、令和 9 年度の本業務の予算の成立及び確保を前提として実施するものである。予算の状況、国、県の施策や制度の見直し、事業の実施主体又は実施体制の変更等により、本業務の全部若しくは一部を中止し、又は業務内容を変更する場合がある。また、本プロポーザルにより契約候補者を選定した場合でも、契約を締結しない場合がある。